

訴発第186号

平成30年5月18日

■ 殿

裁判官訴追委員会総務・事案課長 菊田 幸夫



提出文書について（通知及び返還）

貴殿提出の平成30年5月15日付け「訴追請求状」と題する文書等を接受しました。

しかしながら、貴殿が罷免の訴追を求める名古屋家庭裁判所裁判官樋口英明は、平成29年8月10日限りで定年退官となり、裁判官の身分を失っておりますので、訴追審査の対象とはなりません。

したがいまして、同文書等を、訴追請求状としては、取り扱うことはできません。

なお、同封いただきました、郵券貼付返信用封筒1通は未使用のため、お返しします。